

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 57 号	榆木 5 丁目 第 7 号線	北区榆木 5 丁目 2 1 3 5 番 1	地先	
		北区榆木 5 丁目 2 1 3 5 番 1 0	地先	
議第 58 号	弓削 3 丁目 4 丁目 第 1 号線	北区弓削 3 丁目 8 8 8 番 1 2	地先	
		北区弓削 4 丁目 8 3 9 番 5	地先	
議第 59 号	佐土原 3 丁目 第 18 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 4 2	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 7 2 番 6	地先	
議第 60 号	佐土原 3 丁目 第 19 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 8	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 7 2 番 9	地先	
議第 61 号	佐土原 3 丁目 第 20 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 3 9	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 1 9	地先	
議第 62 号	佐土原 3 丁目 第 21 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 2 5	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 2 9	地先	
議第 63 号	佐土原 3 丁目 第 22 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 3 4	地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 8 6 番 3 8	地先	
議第 64 号	良町 4 丁目 第 24 号線	南区良町 4 丁目 2 7 3 番 5	地先	
		南区良町 4 丁目 2 5 2 番 5	地先	
議第 65 号	良町 5 丁目 第 9 号線	南区良町 5 丁目 1 3 5 0 番 1 3	地先	
		南区良町 5 丁目 1 3 4 3 番 9	地先	
議第 66 号	白藤 1 丁目 第 13 号線	南区白藤 1 丁目 3 0 8 番 5	地先	
		南区白藤 1 丁目 3 0 8 番 1 2	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 67 号	池上町 第 55 号線	西区池上町 1589 番	地先	
		西区池上町 1585 番 8	地先	
議第 68 号	中島町 第 44 号線	西区中島町 796 番 2	地先	
		西区中島町 796 番 7	地先	
議第 69 号	長嶺東 3 丁目 第 6 号線	東区長嶺東 3 丁目 1618 番 39	地先	
		東区長嶺東 3 丁目 1618 番 44	地先	
議第 70 号	戸島 6 丁目 第 5 号線	東区戸島 6 丁目 4232 番 1	地先	
		東区戸島 6 丁目 256 番 5	地先	
議第 71 号	明德町 第 4 号線	北区明德町 1220 番 7	地先	
		北区明德町 1222 番 1	地先	
議第 72 号	志々水 第 17 号線	南区富合町志々水 190 番 2	地先	
		南区富合町志々水 190 番 5	地先	
議第 73 号	南田尻 第 19 号線	南区富合町南田尻 173 番 11	地先	
		南区富合町南田尻 174 番 7	地先	
議第 74 号	千町 第 34 号線	南区城南町千町 2357 番 23	地先	
		南区城南町千町 2357 番 18	地先	
議第 75 号	滴水 第 42 号線	北区植木町滴水 1098 番 17	地先	
		北区植木町滴水 1098 番 7	地先	
議第 76 号	出水 6 丁目 第 28 号線	中央区出水 6 丁目 206 番 8	地先	
		中央区出水 6 丁目 206 番 11	地先	
議第 77 号	秋津 3 丁目 第 20 号線	東区秋津 3 丁目 1818 番	地先	
		東区秋津 3 丁目 1888 番 5	地先	
議第 78 号	小島 3 丁目 第 4 号線	西区小島 3 丁目 1721 番 1	地先	
		西区小島 3 丁目 1740 番 2	地先	
議第 79 号	上南部 2 丁目 第 13 号線	東区上南部 2 丁目 1460 番 3	地先	
		東区上南部 2 丁目 1487 番 2	地先	
議第 80 号	御領 1 丁目 第 5 号線	東区御領 1 丁目 830 番 5	地先	
		東区御領 1 丁目 830 番 2	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 81 号	砂原町	南区砂原町 4 5 8 番 2	地先	
	第 1 3 号線	南区砂原町 4 5 8 番 7	地先	
議第 82 号	打越町	北区打越町 3 9 3 番 1	地先	
	第 1 8 号線	北区打越町 4 9 1 番	地先	
議第 83 号	船津	西区河内町船津 8 0 6 番 3	地先	
	第 3 7 号線	西区河内町船津 8 5 4 番 4	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 39 条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 払下げ
- (4) 管理引継